

平成27年度 伊賀市防災会議 会議録

開催日時	平成27年11月10日（火）開会：午後2時30分 閉会：午後3時30分
開催場所	伊賀市ゆめぼりすセンター2階大会議室
委員出欠	出席委員16名、代理出席12名、欠席委員9名
出席委員	<p>伊賀市長  三重県伊賀地域防災総合事務所危機管理地域統括監兼所長  伊賀市副市長  伊賀市水道事業管理者職務代理者  伊賀市教育長  伊賀市消防長  伊賀市消防団長  中部電力株式会社伊賀営業所長  三重交通株式会社伊賀営業所長  一般社団法人三重県トラック協会伊賀支部長  社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会地域福祉部長  伊賀日本語の会代表  伊賀鉄道株式会社運輸課長  伊賀上野ケーブルテレビ株式会社 取締役社長  伊賀市上野南部地区住民自治協議会長  伊賀市男女共同参画ネットワーク会議会長  国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長（代理出席）  国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所長（代理出席）  陸上自衛隊第10師団第33普通科連隊第1中隊長（代理出席）  三重県伊賀警察署長（代理出席）  三重県名張警察署長（代理出席）  独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所長（代理出席）  西日本電信電話株式会社三重支店設備部長（代理出席）  日本郵便株式会社上野郵便局長（代理出席）  上野都市ガス株式会社常務取締役（代理出席）  名張近鉄ガス株式会社代表取締役社長（代理出席）  株式会社アドバンスコープ代表取締役社長（代理出席）  気象庁津地方気象台長（代理出席）</p>
欠席委員	<p>西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社亀山鉄道部長  近畿日本鉄道株式会社名張駅長  一般社団法人伊賀医師会長  一般社団法人名賀医師会理事</p>

	<p>上野商工会議所会頭  伊賀市商工会長  伊賀北部農業協同組合専務理事  伊賀南部農業協同組合常務理事  伊賀市議会議長</p>
議事項目	<p>1 開会  2 あいさつ  3 議事  (1) 協議事項  ア. 伊賀市地域防災計画の修正について  イ. 指定避難所及び指定緊急避難場所について  4 その他</p>

<p>事務局 (課長)</p>	<p><b>1 開会</b></p> <p>定刻が参りましたので、ただ今から、「平成27年度伊賀市防災会議」を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、伊賀市総合危機管理課の加藤でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>この会議の委員定数37名の内、現在26名の参加をいただいております。「伊賀市防災会議運営要綱」第2条第2項により半数以上のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、同運営要綱第3条第2項により、委員が欠席の場合は、その代理の方を委員とみなすとされていますので、ご報告させていただきます。</p> <p><b>2 あいさつ</b></p> <p>当会議の会長であります、岡本市長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>本年度、第1回伊賀市防災会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>防災会議委員の皆様におかれましては、公私にわたりお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素は、市民の安心安全に、それぞれの立場でご協力いただいておりますことに、お礼を申し上げます。</p> <p>さて、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災から20年たちましたが、現在の伊賀市地域防災計画は、これまでの災害に対応するため平成23年度に改定を行い、防災・減災対策を講じてきました。その改定直前、平成23年3月に東日本大震災が発生いたしました。また、南海トラフ地震は、今後、30年以内には60～70%の確立で発生すると予測されており、本市においても理論上最大クラスの地震が発生した場合、人的被害として約70人が死亡し、約1,900棟の建物被害の想定が発表されております。</p> <p>また、大雨につきましても、昨年8月に上陸した台風11号の影響で、三重県下に始めて大雨特別警報が発令され、防災行政無線から、市民の皆さんに大雨特別警報を周知することができました。被害としましては、床下浸水や道路冠水が発生しましたが、幸いにも人的被害はございませんでした。今後も、気象情報や避難勧告等の緊急情報を発信し、市民が安全に避難できるようエリアメール、防災無線、ケーブルテレビの文字放送、災害時緊急メールを使い、広報を行ってまいります。</p> <p>わが国では、これまで発生した自然災害を教訓として、その都度、災害対策の見直しが行われてきました。こうした自然災害により、災害対策基本法が一部改正され、三重県においても平成27年3月に地域防災計画の地震・津波対策編及び風水害等対策編が修正されました。</p> <p>本日は、伊賀市地域防災計画の震災対策編の修正内容について、当会議委員の皆様から忌憚のないご意見を頂き、本計画がよりよい計画になりますよう、審議</p>

	<p>をいただきたいと思います。甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。</p>
<p>事務局 (課長)</p>	<p><b>○資料の確認</b>          ありがとうございました。          議事に入らせていただく前に、事務局であります総合危機管理課から事前に送付させていただき、本日委員の皆様へ持参いただいております資料につきまして、念のため配布資料一覧に基づいて、ご確認いただきますようお願い申し上げます。資料の不足がございましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p><b>○議長及び会議公開の確認</b>          議事に入らせていただきますが、「伊賀市防災会議運営要綱」第2条第1項の規定に基づきまして、会長が議長となることとなっております。          また、同要綱第2条第3項で、「議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」となっておりますので、申し添えます。          伊賀市自治基本条例第8条の規定に基づき、本日の会議は公開とさせていただきます。議事録を作成し、ホームページで公開させていただきますので、議事内容を録音させていただきますことに、あらかじめ、ご了解をお願いします。          ここからの議事進行を会長をお願いいたします。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>円滑な議事運営に、委員の皆様のご協力をお願いいたします。          それでは、議事に入ります。          「3 議事 (1) 協議事項」の          ア. 「伊賀市地域防災計画の修正について」及び          イ. 「指定避難所及び指定緊急避難場所」について事務局から説明してください。</p>
<p>事務局 (副参事)</p>	<p>総合危機管理課の福壽でございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p><b>3 議事</b>  <b>(1) 協議事項</b>  <b>ア. 伊賀市地域防災計画の修正について</b>  <b>イ. 指定避難所及び指定緊急避難場所について</b></p> <p><b>○修正案の訂正事項、修正の背景及び提案</b>          「伊賀市地域防災計画 (震災対策編) の修正 (案) について」ご説明させていただきます前に、訂正のお断りをさせていただきたいと存じます。これ以降、座って説明させていただきますこと、お許し願います。          本日の資料2の地域防災計画 (震災対策編) の17ページの「3 地域別人口・世帯数」の表の伊賀市の総人口 (計) のところですが、表では、9万6,730人と記載しておりますが、正確な総人口は9万5,730人でございますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。          なお、現在、平成26年12月末現在のデータを使用しておりますが、月日が経過していることから、伊賀市ホームページに掲載されております、直近の平成</p>

27年9月末のデータに差替えさせていただきたいと思ひます。そのため、資料2の16ページの「1 人口・世帯数の推移」のところの本市の人口は、平成27年9月末現在で9万4,847人、世帯数は3万9,468世帯に訂正をお願いします。また、このことにより、16ページ下の伊賀市の年齢別人口構成の棒グラフと、今訂正をお願いしました17ページの地域別人口・世帯数の表を差替えさせていただきますことをお伝えさせていただきます。

まず、国の中央防災会議の動きと、防災基本計画の見直し状況、また三重県の地域防災計画の見直し状況について、ご報告いたします。

国におきましては、平成26年3月28日の中央防災会議において、南海トラフ地震対策特別措置法による南海トラフ地震防災対策推進地域が指定され、伊賀市もその一地域に位置づけられました。また、今年7月7日の中央防災会議では、広島での土砂災害の教訓等を踏まえた、防災基本計画に修正され、土砂災害の危険性のある区域の明示や警戒情報の活用、避難対策などが盛り込まれています。

三重県におきましては、平成24～25年度に南海トラフ巨大地震について、過去最大クラスと理論上最大クラスの2つで被害想定を行い、震度分布や液状化危険度分布、人的被害、物的被害、ライフラインや交通施設等の被害、経済被害等の想定結果をとりまとめています。さらに、陸域の活断層を震源とする地震についても、「養老-桑名-四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」を対象とし、想定結果をとりまとめています。

これらの被害想定に基づいて、平成26年3月に「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」が公表され、東日本大震災を参考にした大きな修正がなされています。また、平成27年3月には、タイムラインの考えを取り入れた、風水害等対策編も公表されています。

伊賀市においても、こうした国・県の動向や法令等の改正を踏まえ、本市の災害特性を考慮した実践的かつ有効な計画とするため、平成23年度に改正した「伊賀市地域防災計画（震災対策編）」の修正につきまして、ご提案申し上げます。

#### ○資料1の説明

(1) 協議事項の「ア. 伊賀市地域防災計画の修正について」及び「イ. 指定避難所及び指定緊急避難場所について」を一括してご説明させていただきます。

お手元の資料1の「伊賀市地域防災計画（震災対策編）修正案の概要について」をご覧くださいと思います。この資料は、この度の計画の修正を広くまとめた資料でございます。

まず、修正の目的でございます。東日本大震災後、全国の自治体で震災対策が進むなか、三重県では平成26年3月に三重県地域防災計画（地震・津波対策編）が抜本的に修正されました。伊賀市においても、三重県地域防災計画との整合を図る必要から、同計画の最新版に配慮するとともに、災害対策基本法の改正や国の防災基本計画等の修正の動向を注視しつつ、本市の災害特性を踏まえた修正を行い、実践的かつ効果的な計画とするため、平成23年度に改正した「伊賀市地

域防災計画（震災対策編）」の修正を行うこととなりました。

「1 計画全体に係る修正」としまして、平成26年3月の三重県地域防災計画では、平成24～25年度に三重県が実施した地震被害想定に基づいて、市民や地域の担うべき責務や協力を求める事項を自助・共助の取組として盛り込むとともに、全体構成が大きく変更されました。伊賀市地域防災計画においては、県計画と整合性を図りながら、本市の現行計画の特徴を活かし、主に以下の(1)～(7)の修正を行っています。

まず、「(1) 地震被害想定の更新」でございますが、三重県が実施した地震被害想定調査結果のうち、本市に関係する部分を整理・掲載するとともに、これに基づく対策等を記述しています。特に本市の立地条件等を考慮して、備蓄の充実や物資供給体制の整備、避難対策、要配慮者対策等に力点を置いています。

次に、「(2) 全体構成の見直し」については、資料1の別紙でA3縦の「伊賀市地域防災計画（震災対策編）の目次における現行計画と修正案の対応関係」の資料をご覧くださいながらご説明させていただきます。なお、資料の右上にある「図の見方」も参考にしてください。

全体構成の見直しについてですが、現行計画の「章・節」の構成を「部・章・節」に改めるとともに、左側の目次の「第1章 総則」「第2章 災害予防計画」「第3章 地震防災応急対策」「第4章 災害応急対策計画」「第5章 災害復旧計画」を、右側の「第1部 総則」「第2部 災害予防・減災対策」「第3部 発災後対策」「第4部 災害復旧・復興対策」「特別対策 東海地震に関する緊急対策」に改めています。

次に「(3) 減災の視点の導入」について、計画に「減災」の視点を大きく取り入れるとともに、自助、共助、公助の各々に求める活動や責務の範囲を示し、防災関係機関や市民の役割を明示しています。

「(4) 発災後対策の各活動の開始時期を図示」については、第3部 発災後対策95ページの直前に発災後の時間スケールに応じて、対策の各活動開始時期(目安)を時系列で図示しています。

「(5) 発災後の応急・復旧対策の見直し」について、発災後対策では、東日本大震災で得た教訓や知見をもとに、新たな対策項目を盛り込むとともに、広域受援・応援態勢の整備や要配慮者対策など、新たな視点から節を創設しつつ、発災後から復旧までの時系列を想定した章・節の構成と内容に改めています。

「(6) 災害復興にかかる方針の追加」では、「復旧」から「復興」への対策を円滑に進めるための方針を加えています。

「(7) 南海トラフ地震防災対策推進計画に該当する箇所を明示」については、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の第5条第2項により地域防災計画に定めなければならないため、計画本文中、南海トラフ地震防災対策推進計画に該当する箇所は、文章末尾に「(推進計画)」と標記しています。

続きまして、右側の「2 個別テーマ等での修正」についてですが、災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月／平成 26 年 11 月）などに基づいて、個別テーマ等での修正を行っています。以下はそれらの主な項目であり、次ページに災害対策基本法の平成 25 年 6 月改正事項と平成 26 年 11 月改正事項による主な修正内容等を掲載しています。

(1) ～ (5) までの修正についてですが、「(1) 指定避難所と指定緊急避難場所の明記」は、災害対策基本法第 49 条の 4 で、指定緊急避難場所は災害の種類ごとに定めることとなりました。本市においては地震・洪水・土砂災害の 3 区分で、一定の基準による施設の使用適否等を整理しています。後ほど、資料 3 のところで説明させていただきます。なお、土砂災害防止法に基づき、県により調査、指定が行なわれている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、資料編に記載し、今後の追加指定分等は随時時点修正を行うことで、指定避難所・指定緊急避難場所の見直しなどに活用してまいります。

次に、「(2) 要配慮者対策の整備」についてですが、避難行動要支援者名簿の作成とともに、平成 22 年 12 月に策定した「伊賀市災害時要援護者避難支援プラン」との整合性に配慮した記述としています。

「(3) 広域的な応援・受援体制を明記」について、南海トラフ地震等では被害が広域に及ぶ可能性があることから、広域的な応援・受援体制の整備を記述しています。

「(4) 防災に関わる組織・団体及び人材の育成」については、住民自治協議会、自治会、自主防災組織、消防団、災害ボランティア、企業など、防災に関わる組織・団体や市民を育成し、地域防災力の充実強化を図るとしています。

「(5) その他」としまして、以下の 6 項目について修正しております。

次に、2 ページ目をお開きください。＜参考＞災害対策基本法改正（平成 25 年 6 月）に伴う本計画修正案（震災対策）での主な修正内容、及び右下の＜参考＞災害対策基本法改正（平成 26 年 11 月）に伴う本計画修正案（震災対策）での修正内容を記載しました。

修正項目の中で、基本理念、指定緊急避難場所、指定避難所、及び、避難行動要支援者名簿について、改正の背景・趣旨等をご説明させていただきます。

まず、基本理念についてですが、災害対策基本法第 2 条の 2 では、「防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。」を定義としており、改正の背景としては、想定を大きく超える規模の甚大な被害が生じた東日本大震災に際し、被害を完全に防ぎきることができない中でも人命の保護を最も優先することが大切であること等の教訓を踏まえ、今後発生が懸念される大規模広域災害に備えるため、災害対策に関する基本的な考え方を広く共有し、関係者が一体となって災害対策に取り組む体

制を整えることとしたものであることから、本計画では、それをふまえ「減災の考え方」、「自助・共助・公助」、「ハード・ソフトの組合せ」等の基本理念を明確化しました。

次に、指定緊急避難場所の改正の背景・趣旨等ですが、過去の水害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことを踏まえ、災害の範囲、規模等に関する一定の想定が可能である自然災害（土砂災害、洪水等）について、安全面の観点から、それぞれの災害ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定し、これを住民等に周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進しようとするものであります。

指定避難所の改正の背景・趣旨等ですが、災害時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するためには、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておき、住民等に広く周知しておくことが有効である。また、指定により救援物資等の送付先となる避難所を事前に把握しておくことにより、国等によるプッシュ型（あらかじめ必要物資を想定して、商品を送り込む物資輸送のこと）の物資輸送の的確かつ迅速な実施や、広域避難が必要な事態の円滑な被災住民の受入れの協議が可能となるということから、避難場所を「指定」することになりました。指定避難所と指定緊急避難場所については、後ほど、協議事項「イ．指定避難所及び指定緊急避難場所について」のところで、詳しくご説明させていただきます。

次に、避難行動要支援者名簿の改正の背景・趣旨等についてですが、高齢者や障害者等の「要配慮者」を災害から保護するため、市長が避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。この際、こうした名簿の作成・利用に際しては、市の個人情報保護条例の規定に抵触する場合もあることから、必要な個人情報の利用が可能となるよう、災害対策基本法第49条の10で明確な根拠を設けることとしたものです。前ページでも述べましたが、法の施行前から「伊賀市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき災害時要援護者名簿を作成しております。この名簿は、避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当しているため、地域防災計画に必要事項を定めた上で、避難行動要支援者名簿として活用してまいります。

### ○資料3の説明

協議事項「イ．指定避難所及び指定緊急避難場所について」ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

まず概要としまして、平成25年6月21日に改正された災害対策基本法の中で、第49条の4、7、8において指定避難所と指定緊急避難場所の指定が義務づけられています（右上段）。また、災害対策基本法施行令に基づく、指定避難所と指定緊急避難場所の指定基準も定められています（右下段）。これらを踏まえ、今回の地域防災計画の修正では、現行の伊賀市の避難所等について、法律で定める指定避難所及び指定緊急避難場所との対応関係や、災害ごとに定める指定緊急



避難場所を示します。

指定緊急避難場所について、説明させていただきます。避難所等の中には、崖崩れ等による災害の危険が及ぶことが想定される地域に立地するなど、災害の種類や状況によっては緊急の避難場所としてはふさわしくないものも存在しています。そのため、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設を、洪水等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定します。

指定緊急避難場所の基準等について、表1を用いて説明します。災害の種類を地震、洪水、土砂災害に区別し、主に国・県が公表したデータに基づいて判断しています。表3の凡例で示しているものですが、地震について、「○（使用可）」は運動場で急傾斜地崩壊の危険を含んでいないもの、「△（状況により使用しないことがある）」は運動場で急傾斜地崩壊の危険を含んでいるもの、「—（原則として使用しない）」は体育館、校舎で地震後に被災建物応急危険度判定を行う必要があるものとしています。

洪水について、「○（使用可）」は洪水・ため池ハザードマップにおいて浸水域でないもの、「△（状況により使用しないことがある）」は洪水・ため池ハザードマップにおいて浸水域であるものです。

土砂災害について、「○（使用可）」は土砂災害の危険を含んでいないもの、「△（状況により使用しないことがある）」は土砂災害の危険を含んでいるものがあります。

次に、指定避難所についてご説明させていただきます。被災者が一定期間滞在する場としての避難所については、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の公共施設等を指定避難所として指定しています。伊賀市では、表2に示す避難所の区分をしており、法で定める「指定避難所」との関係も記しています。本市の避難所には、一時立寄所、拠点避難所（市の指定）、指定避難所（市の指定）、福祉避難所（市の指定）、伊賀市防災拠点施設（市の指定）の区分がありますが、このうち拠点避難所と指定避難所を法律で定める「指定避難所」とする点が今回の提案であります。

表3について説明します。1～2ページは拠点避難所、3～4ページは市の指定避難所、5ページ目は福祉避難所となっています。これらに対して、施設の種類（体育館、校舎、運動場）ごとに指定緊急避難場所としての適否を記しています。その判断根拠について、表の右側の「災害想定の詳細」で整理しています。洪水については、「河川」と「ため池」、土砂災害は「(特別)警戒区域」と「危険箇所」に区別し、判断材料としました。洪水の「河川」「ため池」のところで、「0.5m～1.0m」と記載してありますのは、「洪水」は国・県の調査による木津川・服部川・柘植川の浸水想定であり、「ため池」については、市の調査による老朽ため池の浸水想定（平成26年3月時点）を参考にしております。

「土砂災害（特別）警戒区域」の「該当せず」の意味は、土砂災害防止法に基

	<p>づく県の調査によって指定（平成 27 年 3 月時点）されたもので、「未調査」の意味は、これから土砂災害防止法に基づく県の調査を行いますので、「未調査」としました。「危険箇所」の「該当せず」の意味は、国の通知に基づく県の調査によって公表されていますが「該当していない」ということで「該当せず」としました。「急傾斜地」「土石流」と記載されているところは、「急傾斜地」や「土石流」の影響を受けると公表されていることを表示しています。</p> <p>三訪小学校を例にとりますと、法で定める指定避難所であり、市の拠点避難所でもあります。地震の際に体育館と校舎が「－」になっているのは、応急危険度判定後を行い安全性を確認した上で入ることとしているためです。また、運動場については、洪水や土砂災害の危険はないことから、洪水時や土砂災害時は「○」としています。</p> <p>神戸小学校については、急傾斜地の危険箇所を一部含むことから、土砂災害や地震時の運動場は「△」としています。</p> <p>以上、本日の協議事項の「ア．伊賀市地域防災計画の修正について」及び「イ．指定避難所及び指定緊急避難場所について」ご提案させていただきました。</p> <p>よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。</p>
会長（市長）	説明が終わりましたが、ただ今の説明につきまして、質問、意見等がございましたらお願いいたします。
委員	地震の際、体育館や校舎を避難場所に原則として使用しないことになっていますが、地震後に誰がどのようにして建物の診断を行い、開設できるようにするのか、この資料には書かれていないように思います。地震から逃れて来たのに、体育館や校舎に入れなくなると、市民に不安をあおるようなことにならないでしょうか。
事務局 （管理監）	現在、市では建築士協会と応急危険度判定（被災建築物）について協定を結ぶべく、協議をしています。体育館や校舎の耐震データに問題はないとのことですが、万が一、地震の震度によっては応急危険度判定士（被災建築物）の判断で建物内に入ることが危険であるとされることもあるので、その点ご理解いただきたい。
委員	応急危険度判定士が何人いるのか分からないが、市内に 40 地区くらいある避難施設の建物を一度に判定できるものでしょうか。発災後 30～40 日も経ってからようやく開設できるということにならないでしょうか。判定士は何人くらいいるのでしょうか。
事務局 （管理監）	<p>判定士の数は把握していませんが、三重県建築士事務所協会（建築士協会の意）と協定を結ぶことを予定しており、伊賀市で発災した場合には地元の判定士も被災するので、市外や県外の判定士の応援をお願いすることになると思います。</p> <p>今、三重県建築士事務所協会（建築士協会の意）と災害時の応援協定を結ぶた</p>

	<p>めの協議をしているところであり、発災時には遅滞なく応急危険度判定（被災建築物）をしていただけるよう、万全の体制をとってまいります。</p>
委員	<p>発生した地震の震度がどのくらいであれば、建物に入れるといった、一定の基準はあるのでしょうか。</p>
事務局 (管理監)	<p>耐震補強を行うことで、震度 5 までの地震であれば建物は大丈夫であるとされています。また、南海トラフ地震等での伊賀市における最大震度は 6 強あるいは 6 弱となっていますが、伊賀市は広く、市全域が同じ震度であるとは限りません。例えば、平成 19 年に起きた三重県中部、亀山を中心とする地震では、大山田で震度 5、伊賀、上野、阿山で震度 4、島ヶ原で震度 2、青山では震度 3 という地域差がありました。</p>
会長（市長）	<p>震度 5 強くらいから、これは大変だということになると思いますが、その際、学校等に参集したり避難する時にしっかりと対応できるようにしてもらいたい。「備えあれば憂いなし」で、私からもお願いします。</p>
会長（市長）	<p>他にご意見ありませんでしょうか。</p> <p>この提案につきましては、これまで関係機関と事務局との間で調整もされているとのことであり、実際の場面でさらに調整を図っていくとのことでもあります。</p> <p>ただ今説明のありました、</p> <p>ア、「伊賀市地域防災計画の修正」及び</p> <p>イ、「指定避難所及び指定緊急避難場所」につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>（委員）（異議なし）</p> <p>「異議なし」ということですので、伊賀市地域防災計画修正案を決定いたします。なお、修正案については、災害対策基本法第 4 条第 3 項の規定により、今後、県知事に報告することとなりますので申し添えます。</p> <p>これで協議事項はすべて終了いたしました。議事全般を通して、意見、質問はございませんか。</p>
委員	<p>3 年ぶりの防災会議ということですが、伊賀市は防災の意識が低いように思います。各住民自治協議会や各自治会は、防災や援護者対策など多くのことをしなければなりません、そうした中で防災会議に住民自治協議会代表として出ているのは私 1 人です。現在、防災会議の委員は 37 名ですが、規約によれば 50 人以内とのことですので、できればもう少し住民自治協議会の関係者を増やしていただけないでしょうか。</p>
会長（市長）	<p>この件は市民ができることをどうするかということでもあるので、事務局に検討してもらいたい。</p> <p>伊賀市は、他地域と比べて南海トラフ地震の被害想定にしてもそれほどひどく</p>

	<p>ないことから、少し認識が薄いところがあるのかもしれない。いつ起こるかも分からないのが災害であるので、認識を深め、しっかりとした対応をしていただきたい。</p> <p>そのほか、ご意見ありませんか。ないようですので、本日の議事は終了いたしました。議事進行にご協力賜りまして、誠にありがとうございました。</p> <p>これより進行を司会に戻します。</p>
<p>事務局 (課長)</p>	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>「4.その他」の項でございますが、折角の機会でございますので、防災・減災に関しまして委員の皆様から何かございませんか。</p> <p>以上をもちまして、伊賀市防災会議を終了させていただきます。本日は、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(終了時間:午後3時30分)</p>